

～ 事業者の皆さんへ ～

事業系一般廃棄物の 適正処理について



事業系廃棄物は集積場所に出せません！

事業系一般廃棄物（ごみ）とは、会社・事務所・飲食店等から出る一般廃棄物です。

一般廃棄物のうち、資源ごみ（古紙・古布、金属類など）はリサイクルできる民間事業者（資源再生業者）に排出してリサイクルするなど、事業系ごみの適正処理に努めてください。

なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める 21 種類の「産業廃棄物」については、町の施設に搬入できません。産業廃棄物業者にて適正処理をお願いします。

平成 30 年 4 月から、大磯町リサイクルセンターが運用開始し、大磯町で発生するすべての事業系一般廃棄物は、大磯町リサイクルセンターで受け入れます。

事業者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

大 磯 町

令和 5 年 7 月

一般廃棄物の種類と適正処理について

事業活動に伴い発生する廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物（最終ページ参照）に分けられますが、町に処理を依頼することができるものは一般廃棄物（食べ残したのものや、リサイクルできない紙など）のみです。これらは、大磯町リサイクルセンターに直接搬入するか（自己搬入）、一般廃棄物処理（収集運搬）業許可業者に運搬を委託する（委託搬入）ことができます。

1. 自己搬入（自社でごみを直接大磯町リサイクルセンターに持ち込む場合）

自己搬入とは事業活動により発生した事業系一般廃棄物を自ら運搬^(注1)し、指定処理施設へ直接持ち込む^(注2)ことを言います。この場合は、一般廃棄物処理（収集運搬）業の許可を受ける必要はありません。

搬入先は、大磯町リサイクルセンターになります。

事業系一般廃棄物を出す際は、透明又は半透明の袋を使用してください。

（注1）自らの事業活動により発生した廃棄物以外のものを持ち込むことはできません。また、親会社の廃棄物を子会社や下請け会社が運搬するのは自己搬入とはなりません。

（注2）自己搬入の場合、搬入する際の運転手は自社の運転手に限られます。自社従業員が同乗していても、自社以外の運転手が運転する場合は自己搬入とはなりません。

1-1. 搬入施設（自己搬入）

大磯町リサイクルセンター（大磯町虫窪 66 番地 大磯町美化センター内 Tel 0463-72-4438）

1-2. 搬入時間

月曜日～金曜日（午前9時～11時30分、午後1時～4時）

土曜日（午前9時～11時30分、土曜日に限り祝日も受け付けます）

※ 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）及び町が別に指定した日は搬入できません。

1-3. 搬入料金

10kgあたり240円の料金がかかります。

1-4. 搬入基準（搬入場所は、大磯町リサイクルセンターです。）

搬入できる事業系一般廃棄物の搬入基準は次のとおりです。また、事業系一般廃棄物であっても、適正な処理ができないもの、リサイクル可能なものなどは搬入できません。

なお、産業廃棄物に該当する廃棄物は、産業廃棄物を取扱う事業者にご相談のうえ、適切に処理してください。

(1) 可燃ごみ ※古紙、古布、剪定枝などは資源としてリサイクルをお願いします。

紙くず、生ごみ（厨芥類）など

(2) 粗大ごみ

木製の椅子・机・テーブルなどの事業系一般廃棄物に該当する粗大ごみ

(3) 剪定枝

剪定枝（太さ10cm以内で長さ50cm以内）

1-5. 持込みできないもの

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める 21 種類の産業廃棄物（別添参照）
- ライター、スプレー缶などの危険物
- プラスチックごみ（容器包装プラスチックを含む）
- 家電製品、パソコン（パソコンリサイクルシステムを利用できます。）
- 家電リサイクル法で指定する製品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）
- 資源ごみ（リサイクルをお願いします。）

古紙…新聞、雑誌、本類、ダンボール、紙パック、その他の紙類（名刺以上の大きさで、包装紙、紙箱、ノート等）
古布…衣類、カーテン、毛布、シーツ等
※ この他、空き缶、空きびん、ペットボトル、容器包装プラスチック、金属などについても、リサイクルに努めてください。

- 処理施設で処理できないもの（処理困難物）

自動車・オートバイ及び部品、石・土砂類、プロパンガスボンベ・ガスボンベ、金庫、ボタン電池、バッテリー、タイヤ、グラスウール（FRP）使用の製品、コンクリートブロック、レンガ、消火器、ソーラー式温水機器、塗料、ピアノ、オルガン、浴槽、薬品類、有害物質及びその容器など

- 他の自治体で排出されたごみ

1-6. ごみの減量とリサイクルの推進

紙類、衣類、空き缶、空きびん、ペットボトル、容器包装プラスチック、金属などの再生利用可能なものは、リサイクルの推進に努めてください。リサイクルを推進することで、ごみの減量が進むだけでなく、ごみ処理経費の削減や、社会活動の推進による企業のイメージアップなどの効果が期待できます。

リサイクル可能なごみの処理は、次頁の許可業者一覧に記載される許可業者が対応している場合があります。許可業者により異なりますのでお問合せください。

2. 委託搬入（許可業者に依頼してごみを搬入する場合）

自己搬入することができない場合は、一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者に収集を委託することになります。

大磯町長の許可を受けた許可業者のうち、大磯町リサイクルセンターへ搬入を行う許可業者は、次頁の許可業者一覧に記載のとおりです。また、搬入料金のほかに収集運搬費用がかかります。詳しくは許可業者にお問合せください。

◇ 一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者一覧（50音順）

業者名	所在地	電話番号
(株)アドベル	平塚市八重咲町 6-18	0463-26-5052
(有)石山商事	大磯町国府本郷 1321-5	0463-61-8837
(有)内田商事	伊勢原市三ノ宮 28	0463-93-6638
(株)エスワイエムエー	平塚市万田 3-37-9	0463-37-5660
神奈川環境開発(株)	平塚市中堂 16-11	0463-21-4792
一般社団法人神奈川県環境保全システム協会	大磯町月京 26-24	0463-72-0251
(有)環境美化サービス	茅ヶ崎市堤 1602	0467-52-4287
(株)クリーンサービス	平塚市大神 2545-1	0463-54-4965
(有)サンクリーン	平塚市千石河岸 41-9	0463-79-8552
一般社団法人大磯町シルバー人材センター ※家庭系一般廃棄物のみ対象	大磯町虫窪 7	0463-70-6241
(株)綜合サービス	平塚市代官町 19-14	0463-23-6861
(有)田中秀男商店	大磯町月京 38-1	0463-72-3188
平塚環興(株)	平塚市横内 4033	0463-55-0549
(株)二見	小田原市中町 3-13-22	0465-23-3125
リネックス(有)	大磯町月京 29-3	0463-72-2863

※ 事業者によって取り扱う品目が異なりますので、問合せてください。

3. 問い合わせ先

大磯町美化センター

〒259-0103 神奈川県中郡大磯町虫窪 66 番地

TEL : 0463-72-4438 FAX : 0463-71-8467